341

質問第三四一号平成二十二年四月一日提出

日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問主意書

提出者

柿澤

未

途

日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問主意書

平成二十年二月に公表された旧日本郵政公社に対する郵政行政審議会の業績評価において、 郵便貯金業務

のコンプライアンス体制について、A~E評価の五段階評価のうち「D」(大幅に下回っている)という評

価を受けている。また、それに先立つ平成十九年七月の業績評価では簡易保険事業のコンプライアンスを含

めたサービス水準に対して「D」評価を受けている。

これを受けて、以下、質問する。

現在、 直近の数字で、日本郵政グループにおけるコンプライアンス違反事例は、 どの程度になっている

か。 日本郵政グループ各社ごとの件数、 また、 かつての郵政行政審議会の業績評価と同様の違反事例を態

様別に明らかにされたい。

二このうち、 特に現金管理にかかわるもの (紛失、 横領、 窃盗等)について、グループ各社ごとの内訳

(件数及び被害額)、また、一万円以上の被害額のあった事例について個別事例の態様を具体的に明らか

にされたい。平成十九年七月の業績評価においては現金過不足事故が二十六万件超もあったと報告されて

いるが、 その時点と比べての変化についても併せて明らかにされたい。

_

 \equiv るが、 形で日本郵政グループ各社に対する指導及び監督を行っていくのか。 このようなコンプライアンス違反について、 このような多数のコンプライアンス違反事例が明らかになった場合、 総務省は旧日本郵政公社に対して厳重注意処分を行ってい 政府としてどのような

四 び内部管理態勢に重大な問題が認められた」として業務改善命令を発出している。こうした状況下にもか のような政府の の窓口業務を受託する郵便局に対する金融庁の検査 か わらず、 金融庁は昨年十二月、株式会社ゆうちょ銀行、 「郵政改革案」として本年三月二十四日に亀井担当大臣ほかから示された方針では 「郵政改革」 の方向性は、 旧 日本郵政公社及び日本郵政グループのコンプライアンス違反 郵便局株式会社に対し、 ・監督は、 般銀行より緩和する」とされている。 「法令等遵守に係る経営姿勢及 「金融二社

五 るかのような対応を取ることは問題ではないか。 ライアンス違反多発の温床となっているとも考えられ、 や保険料の支払いを頼むことができなくなった」ことが挙げられている。しかし、 の根絶を求めた行政処分の趣旨に反しているのではない 郵政事業の四分社化によって地方における利便性が低下した例として「郵便配達員に現金を預けて預金 利便性低下を理由にこうした慣行をむしろ奨励す か。 この慣行自体がコンプ